

出席停止になる学校感染症一覧

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオなど	治癒するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	パラチフス	
	細菌性赤痢	
	コレラ	
	腸チフス	
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	
	その他の感染症	地域や学校における発生・流行の態様等を考慮の上で、出席停止として扱うかどうか学校長が学校医の意見を聞き判断する。 ※症状がみられる際は、登校について医師に相談し、自宅にて本人の療養することや感染拡大防止にご協力ください。

参照: 日本学校保健会発行「学校において予防すべき感染症の解説」(令和5年度改訂)